

2011年2月7日
郵産労 第4号

株式会社ゆうちょ銀行
取締役兼代表執行役会長
川 茂 夫 殿

郵政産業労働組合
中央執行委員長 廣岡 元穂

2011年4月1日以降の賃金引上げ等に関する要求書

郵産労は、1月28日・29日の2日間「第28回中央委員会」を開催し、2011年春闘における要求とたたかいの方向を決定しました。

私たちはこの要求書を提出するにあたって、昨年末2ヶ月にわたり関連する郵政労働者からアンケートを集約してきました。その後、アンケート結果にもとづく職場討議を経て要求案がまとめられてきました。要求書は、こうした全国の職場から寄せられた切実な声にもとづく内容となっています。

今春闘では、上場企業（1,524社）の2010年の上期（4～9月）の業績と2011年3月期の決算予想が「日本経済新聞」等の新聞各紙に報道され大企業の収益回復が明らかにされています。売上高では全32業種中26業種が増収となり、全産業で前期比10.1%の増収となっています。一方、「経済財政白書」でも指摘しているように「企業収益が内部留保にいき、家計所得に波及されていない」ため、景気回復は先進資本主義国の中でも際だって遅れています。日本経済の再生は、賃金の引上げと期間雇用社員の正社員化や均等待遇などによる内需の拡大によって正していくことが必要と考えています。

日本郵政グループ全体では、通期見通しでは、3,400億円の純利益を予想しています。郵便事業会社の赤字は、強引な宅配統合などによるもので、日本郵政グループ会社の経営責任が問われる内容で、労働者にその責任転嫁することは許されません。

昨年8,438人の正社員化を行いました。正社員として働くことを希望した非正規社員全員の希望に叶うものとはなりません。齋藤社長は、仕事に誇りと将来に希望を持っていくような環境を作る会社にするのが経営責任と述べています。希望者全員の正社員化を求めるものです。

職場では、不足する配置人員の下で、国民・利用者へのサービス低下や、「連日残業が当たり前」「年休すら取れない」など、各社ともサービス残業や健康破壊を生み出す深刻なものとなっています。そこに労働力不足があることは疑いありません。

40万人を超える社員を抱える郵政グループ各社は、日本経済再生に向けた対応で大きな社会的企業責任があります。さらに、現場一線で働く関連労働者の日々の努力に報いるために要求への真摯な対応が求められています。誠意ある労使交渉のもとで3月17日までに回答が行われることを求めるものです。

記

I 正社員に関する処遇改善について

- 1 正社員の俸給支給額を次の通り引上げること。

正社員については、俸給一人20,000円以上引上げること

- 2 再雇用社員の基本給を月額10,000円以上引上げること
- 3 正社員の初任給を大幅に引き上げること
- 4 調整手当について以下のとおり改善すること
 - (1) 甲地※地域〔都区内〕現行12%を15%に、甲地※地域現行10%を13%に、甲地地域現行6%を10%に、乙地地域現行3%を8%に、それぞれ改善すること
 - (2) 調整手当の支給地域について拡大すること
- 5 扶養手当について以下のとおり引上げること
 - (1) 配偶者 14,500円とすること
 - (2) 15歳以上の子 9,500円とすること
15歳以下の子 5,600円とすること
 - (3) 配偶者を欠く子 15,000円とすること
 - (4) その他の親族 3,000円とすること
- 6 住宅手当について以下のとおり引上げること
 - (1) 借間借家者については家賃の60%とすること
 - (2) 持家者については1ヶ月9,000円とし、ローン支払い期間中補助すること
- 7 通勤手当については本人申告による通勤経路とし全額実費支給とすること
- 8 寒冷地手当を地域の実情に合わせて引上げること
- 9 超過勤務手当等の引上げについて
 - (1) 超過勤務手当超勤時間に関係なく100分の150とすること
 - (2) 休日給〔週休日及び非番日〕・祝日給は100分の250とすること。ただし、当面の措置として「代休」取得者は代替休暇の他に割増分（現行35%）の部分について差額休日給を支給すること
 - (3) 夜勤手当は100分の50とし、午後10時から午前7時までを支給対象とすること
 - (4) 日曜・土曜出勤手当を新設し、1回2,000円を支給すること
 - (5) 早出勤手当は1回1,000円支給とし午前8時まで、午後8時以降終業も対象とすること。なお、病院看護師については2,800円とすること
 - (6) 夜間特別勤務手当1回につき5,000円支給とすること。なお、病院看護師については6,000円とすること

II 非正規社員に関する処遇改善について

- 1 月給制契約社員の基本月額引上げについて
 - (1) 月給制契約社員については、基本月額一人20,000円以上引き上げること
 - (2) 月給制契約社員の基本月額の最高額を大幅に引き上げること

- 2 時給制契約社員・パートタイマーの時間給引き上げについて
時間給一人200円引き上げ、最低1,200円以上とすること
- 3 契約更新時における出勤日数及び勤務時間の削減は行なわないこと
- 4 希望する非正規社員について正社員とすること。なお、当面の措置として以下のとおりとすること
 - (1) 月給制契約社員から正社員、時給制契約社員から月給制契約社員への登用要件を緩和すること
 - (2) 選考にあたっては勤続年数や熟練度等を加味した登用制度とすること
 - (3) 非正規社員の登用について年間スケジュールを明らかにすること
- 5 非正規社員の雇用期間については1年とすること。なお、これに伴い人事評価についても年1回とすること
- 6 交通機関のみを利用する場合の通勤手当は全額支給とすること。また、自転車等のみを利用する場合については利用区間それぞれ100円引上げること
- 7 割増賃金等について
 - (1) 1日の勤務時間7時間以下の者が超過勤務を行った場合、1日8時間1週40時間以内であっても割増賃金を支払うこと
 - (2) 始業時刻が6時前は850円、始業時刻が6時30分以前は500円、始業時刻が7時以前は350円、終了時刻が21時以降は350円を支給すること
 - (3) 非番日の出勤については、社員と同様に割増賃金を135/100とすること
 - (4) 時給制契約社員が祝日と非番日が重なり勤務した場合、160/100の割増賃金ではなく2日分の賃金を支払うこと
- 8 社宅利用については、非正規社員も入居できるよう抜本的見直し改善を図ること
- 9 冬期休暇・夏期休暇を正社員なみに設けること
- 10 計画休暇制度を新設すること
- 11 年次有給休暇・育児・介護休暇については正社員並みに改善すること

Ⅲ 大幅増員について

民営化以降、正規社員の人員不足が顕著となっています。結果として、国民・利用者へのサービス低下と労働強化が全国の職場で蔓延しています。まともな事業運営を行なうため早急に正規社員の大幅増員を行なうこと

以 上